⑭　施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。
⑮　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑯　一般競争参加資格の認定を受けていない者等の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑰　本案件は、資料提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⑱　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideo Tokuyama Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : The construction work of the Slab Iwakigawa-Bridge, National highway No. 101
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 1 November 2012
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 19 December 2012 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 19 December 2012 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 19 December 2012)
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15 Futsukamachi Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

○第２号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　国道108号花渕山２号トンネル工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　宮城県大崎市鳴子温泉花渕山地内
⑷　工事内容　トンネル　内空断面積50.4㎡、掘削Ｌ＝1,194m、支保工Ｌ＝1,194m、覆工Ｌ＝1,194m
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年３月26日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約16,400㎥、Ｈ形鋼材約370ｔ、ロックボルト約180ｔ
⑺　工事実施形態
①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。（実施要領等については、国土交通省ホームページを参照http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html）
②　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事である。
③　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
④　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑤　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。なお、補正係数については入札説明書に記載している係数とする。
⑥　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、土木工事標準積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年２月29日）に基づく補正係数を乗じて計上しているが、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

2　競争参加資格
次の⑴から⑿までに掲げる条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年10月12日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から国道108号花渕山２号トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は次の⑴から⑿までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者、経常建設共同企業体（甲型）であること。
また、特定建設工事共同企業体にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点（特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては1,100点）以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては1,100点）以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　単体有資格者、特定建設工事共同企業体の代表者にあっては、平成９年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、次の要件を全て満たす「ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事」の施工実績を有すること。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、同じく次の①かつ③の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。
①　内空断面積（覆工後の内空面積）が45㎡以上の施工実績を有すること。
②　掘削及び覆工の両方の施工延長が1,000m以上の施工実績を有すること。